

一般社団法人全国理容美容学校連盟
定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全国理容美容学校連盟と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は理容美容学校の相互の協力により、理容美容教育の充実振興を図り、理容美容業界の発展に寄与し、よって社会、文化の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 理容美容学校教育の充実及び向上に資する事業
- (2) 理容美容文化の発展に寄与する情報収集・情報提供事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は全国で行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人には次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、前条の事業に参画できる、学校教育法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条に規定する各種学校の代表者であって、次条により入会を認められた者、または以下のイもしくはロの要件を満たす個人または団体

イ 1年間以上賛助会員である者

ロ 理容美容学校の教職員として3年以上勤務経験のある者

(2) 賛助会員

この法人の事業に賛助するために入会した個人または団体

(3) 名誉会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 正会員が代表する専修学校及び各種学校を会員校という。

4 第1項の代表者は、会員校の設置者又は学校長とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより、申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 社員の資格を喪失しても拠出金の返還は請求できない。

(任意退会)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会できる。但し、すでに納めた会費の返却は認められない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合ほか、会員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき又は解散したとき

第 4 章 役 員

(役 員)

第 12 条 この法人には、次の役員をおく。

理 事 5名以上15名以内

監 事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。3名以内を副理事長及び5名以内を常務理事とすることができる。他に1名の専務理事を置くことができる。さらに1名の理事長代行を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、理事長代行、副理事長、専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 13 条 理事および監事は社員総会でこれを選任し、理事長、理事長代行および副理事長、専務理事、常務理事は理事会の決議によって選定する。

2 理事および監事は相互にこれを兼ねることは出来ない。

(理事の職務)

第 14 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を総理し、この法人を代表し、その業務を執行する。なお、理事長の行為を代行するため理事1名を代表理事に選任することができる。

3 理事長代行ならびに副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは理事会の決議に従って代表権以外の職務を代理し代行する。但し前項により代表理事に選任された場合は代表権も有する。

4 専務理事は、理事長及び理事長代行、副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は理事長、理事長代行、副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

6 理事長、理事長代行、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 15 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告する。

4 監事は理事会に出席し意見を述べる権利義務を有する。

(役員任期)

第 16 条 この法人の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

2 補欠または増員として選任された理事の任期は、前任者または現任者の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 17 条 役員が次の各号のひとつに該当するときは、社員総会において解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 18 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 5 章 運営委員等

(運営委員)

第 19 条 この法人には、運営委員20名以内を置くことができる。

2 運営委員は理事会の決議で選任する。

3 運営委員の任期は、2年とする。

4 運営委員は、理事会の決議により解任できる。

(運営委員会)

第 20 条 運営委員は運営委員会を組織し、理事会において必要と認めた事項について理事会の諮問に応える。

2 各運営委員は理事長の諮問に応える。

(名誉理事長 顧問 相談役)

第 21 条 この法人に任意の機関として理事会の決議により名誉理事長 1 名 顧問 相談役を若干名おくことができる。

2 名誉理事長 顧問 相談役は次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

第 6 章 社員総会

(構成)

第 22 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 23 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分の承認

(7) その他の社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 24 条 社員総会は定時社員総会として毎事業年度 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集)

第 25 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総

会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求をすることができる。

(社員総会の議長)

第 26 条 社員総会の議長は、理事長、理事長代行または副理事長が務める

(議決権)

第 27 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 28 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 1 を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。但し法人・団体に属する役職員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使等)

第 29 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員 1 名は、前項の議事録に署名する。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、理事長代行、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、すみやかに理事長代行が理事会を招集する。但し、理事長代行が不在の時は副理事長、専務理事又は常任理事がすみやかに理事会を招集する。

2 各理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 理事会の議長は理事長とする。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び出席した監事は、前項の議事録に署名する。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次の通りとする。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 基金
- (6) その他の収入

(基金の拠出・取扱い・拠出者の権利・返還手続き)

第 37 条 この法人は会員に対して一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

2 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

3 (1) この法人は解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。基金の返還に係る債務の弁済は、その余の清算一般社団法人の債務の弁済がされた後で拠出金の按分比例による。

(2) 前号の規定にかかわらずこの法人は、次項に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することのできるものとする。

(3) この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入れ等の担保に供することはできない。

4 (1) 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

(2) 前項第二号の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

(資産の種別)

第 38 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は理事会で基本財産に繰り入れることを議決した資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等の確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 40 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 41 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を得なければいけない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 章 定款の変更、解散及び残余財産の帰属

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、社員総会決議において変更することができる。

(解 散)

第 46 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 47 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

2 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 事務局及び書類等の設置

第 48 条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置することができる。

2 事務局長を置く場合は理事会の承認を得て理事長が任免する。

(書類および帳簿の備付等)

第 49 条 この法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定 款
- (2) 社員の名簿
- (3) 理事会および総会議事に関する書類
- (4) 事業報告書
- (5) 貸借対照表
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第 11 章 公告及び細則

(公 告)

第 50 条 この法人の公告は官報に掲載する方法による。

2 この法人の貸借対照表の公告は前項にかかわらず、定時社員総会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を採用する方法による。

(細 則)

第 51 条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

第 12 章 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事(理事長)は佐々木健雄とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の

設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 特例民法法人においてすでに正会員であった者は入会金の支払いを免れる。